

事 務 連 絡

平成20年11月18日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部

労災管理課長補佐（企画担当）

### 「労災かくし」に関する相談窓口について

「労災かくし」の排除に係る対策の一つとして、平成19年3月30日付け地発第0330016号、基発第0330025号「労災請求適正化相談員の配置について」により、都道府県労働局における労災請求適正化相談員（以下「相談員」という。）の配置について指示したところである。

相談員の職務は、労災請求適正化相談員規程（平成19年厚生労働省訓令第16号）第3条第1号において、「健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく保険給付を受けた者のうち業務外の事由による疾病及び負傷ではないとされた者に対する労災保険給付の請求の指導に関すること」と、同条第2号において、「前号に掲げるもののほか、労災保険給付の請求を妨げている事情についての相談及び指導に関すること」と規定されている。

今般、同条第2号に掲げる職務に関して、相談等を行っていることについて明らかにされていない事例が見受けられたことから、相談員が配置されている都道府県労働局におかれては、「労災かくし」に関する事案についての相談窓口を設けていること及び「労災かくし」に関する事案の相談先が当該相談窓口又は労働基準監督署であることを、ホームページに連絡先を掲載する等により周知されたい。

また、相談員が配置されていない都道府県労働局におかれては、労働基準監督署において「労災かくし」に関する事案の相談を受け付けていることを明らかにしていただくよう、併せて願います。